

平成27年第3回臨時会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成27年7月27日（月）

場所：大曲庁舎 議会応接室

平成27年第3回大仙市議会臨時会会議録

日 時：平成27年7月27日（月曜日）午前10時39分～午前11時10分

会 場：大曲庁舎 議会応接室

出席委員（7人）

委員長	23番	千葉	健	副委員長	6番	佐藤	育男
委員	4番	佐藤	隆盛	委員	18番	小松	栄治
委員	19番	渡邊	秀俊	委員	22番	高橋	敏英
委員	25番	本間	輝男				

欠席委員（0人）

なし

説明のため出席した者

上下水道部長	岩谷	友一郎	次長兼水道課長	井関	由紀夫
水道課参事	佐々木	廣美	協和支所農林建設課長	阿部	慶彦
協和支所農林建設課主席主査	加藤	重則			

議会事務局職員出席

副主幹 富樫 康隆

審査議案等

議案第87号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について

議案第88号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第3号）

議案第89号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

午前10時39分 開 会

○委員長（千葉 健） はい、おはようございます。本日は本会議休憩中のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。先週末、木・金と恵みの雨ということで喜んでおりましたけれども、土曜日、雨乞いの願いが強すぎたせいか大雨ということで各地に被害をもたらされたわけですけれども、今日は一転してこのような天気になりました。こういう天気が続くことを願うところでございます。それではただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件について別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可を得たあとでマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入る前に、当局からあいさつがありましたらお願いいたします。岩谷上下水道部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） おはようございます。本日は常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。それから、先週の3日間に渡る行政視察、たいへんお世話になりました。私個人としても非常に勉強になりまして、有意義な視察にさせていただいたと感じております。ありがとうございました。

それでは最初に今回の大雨に伴う被害状況について、ご報告させていただきます。幸いにも上下水道施設に被害はございませんでしたけれども、ただ、中仙地域の入角地区簡易水道につきましては、この水源が仙北市との境界にある斉藤川の上流部にある堰堤から取水しておりますけれども、今回の豪雨により堰堤内の水が濁り、取水できない状況が続いております。本日、中仙支所のほか、水道局、それから西仙北・協和支所の応援を受けまして、6台の給水車で浄水場の水槽に補水活動を実施しております。給水に影響の出ないよう努めているところでございます。

そのほか、簡水の全般的な取水状況でありますけれども、今回の雨がございましたけれども、雄物川の渇水状況に伴いまして、簡易水道の暫定豊水水利権で取水している大沢郷地区・刈和野地区の第5水源及び南外地区の3水源につきましては今年度に入ってまとまった降雨がなく、これまで雄物川はたびたび基準水位を下回る状況にありまして、6月に3回、7月もこれまで6回、計9回の取水を停止してございます。このままの状態が続くと深刻な状況に至ることも予想されましたが、24日からの雨によって一端は水の不足の心配は解消された状況となっております。けれども今回の雨で全面的に解消されたわけではなく、玉川ダムの貯水率も現在約60

%で、今後も放流による水位回復に有効な調整放流、この調整放流が望めるか、懸念される状況は依然として続いている状況であります。このようなことから、引き続き住民の方からは節水に協力してもらうとともに、雄物川水系渇水情報連絡会、これは河川及びダム管理者である国・県と利水者である土地改良、工業用水・水道用水に係る流域自治体及び電力事業者などで構成しているもので、事務局は湯沢河川国道事務所であります。この雄物川水系渇水情報連絡会との機会を通じまして関係機関と連携を図り、各家庭の水道水に影響が出ないよう対策を講じてまいりたいと考えております。

さて、今日の上下水道部の今回ご審議していただきます案件は、簡易水道事業特別会計における配水管等敷設事業費の追加補正であります。これは6月8日に国道13号の協和地域峰吉川駅入口付近で発生した協和南部地区簡易水道の国道横断部での漏水事故に伴い、緊急に仮復旧工事を行い、現在仮配管により通水を確保しておりますが、経年劣化の著しい配水管の敷設替えを含む本復旧工事に係る経費の補正と、これに係る一般会計の繰り出し金の補正及び限度額変更の承認をお願いするものであります。詳細につきましては井関水道課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。

○委員長（千葉 健） それではさっそく審査に入ります。議案第87号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」から、議案第89号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの3件は水道課が所管し、協和南部地区簡易水道の配水管敷設替工事に関するもので関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本3件を一括議題といたします。それでは当局の説明を求めます。井関次長。はい、どうぞ。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） おはようございます。私からは資料No.1、議案書2ページの議案第87号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更」と資料No.2、大仙市補正予算書1ページの議案第88号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」及び同じく補正予算書13ページの議案第89号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては

関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

今回の補正は協和南部地区簡易水道の漏水に伴いまして、配水管の敷設替工事を
行うものでございます。それではまず、その漏水事故に関連いたしまして概要をご
説明いたしたいと思っております。それでは参考資料、浄水―1をご覧ください。

1 ページのほうには協和南部地区簡易水道の位置図を示させていただきました。

続きまして2 ページの平面図をご覧ください。去る6月8日、国道13号協和地
域峰吉川駅入り口付近で国道横断の配水管に漏水事故が発生いたしました。図面
では中央の赤丸部分でございます。緊急に復旧工事を行い、漏水箇所を止水し、一旦
通水いたしましたところでもございました。しかしながら、さらに車道部からの漏水が発
生いたしまして、さらに復旧するとなりますと通行止め等さらに必要となりますし、
また、そのまま通水しておきますと路盤が流出し道路陥没等の恐れもありましたこ
とから、既設管の復旧を断念いたしましたところでもございます。現在、仮配管により給
水しております。図面では中央部の赤紫色のカギ型の線でございます。漏水した配
水管は昭和41年に敷設した管で50年近く経過し、老朽により漏水したものと考
えております。

続きまして3 ページをご覧ください。左上の写真が歩道付近で漏水している状況
の写真でございます。その下からは復旧・開削状況、及び右側のほうには漏水管の
修理状況の写真、それから仮舗装等の写真の状況を示してございます。

続きまして4 ページをご覧ください。こちらのほうには仮復旧の状況の写真を添
付してございます。左上が送水側でございますけれども、消火栓から取水いたしま
して、消火栓に接続いたしまして、途中、峰吉川半仙の歩道橋、中央の写真でござ
いますけれども、を通しまして、一番下の写真、受水側の消火栓に接続してござ
います。接続することによりまして仮復旧をさせておるところでございます。右側の
ページの中央の段の写真でございますけれども、赤い線がこれから本復旧を予定し
ているところの予定線でございます。本復旧といたしましては、写真に示している
位置に新たに配水管を敷設して敷設替えをする計画でございます。

それでは、議案第89号の「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)」につきましてご説明を申し上げます。事業説明書を用いましてご説明
いたします。

事業説明書の3 ページでございます。簡易水道事業特別会計、2 款「事業費」1
項1 目4 1 事業「配水管敷設事業費」についてであります。補正額2, 295万2
千円増額補正し、補正後の額を4, 851万3千円とするものでございます。事業

の概要でございますけれど、復旧工事としましては通行止め等の交通規制ができないことから、推進工法を採用いたしまして、さや管としての推進管は直径400mm、その中に敷設する配水管はポリエチレン管で径は100mm、延長は20mでございます。前後にはさや管及び推進のための立坑を配置するものでございます。補正予算議決後速やかに発注し、10月までには完成させたいと考えております。以上、特別会計の補正予算でございます。

この簡易水道事業特別会計の予算補正に関連いたしまして、議案第87号では大仙市簡易水道事業特別会計への繰入限度額の変更を地方財政法第6条の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、併せまして議案第88号では一般会計からの繰出金について同額の補正をお願いするものでございます。

なお、次期総合計画において、平成29年度から計画的に大仙市全体の老朽化した水道施設の整備を想定しておりますが、協和南部地区簡易水道につきましては老朽化が著しく、たびたび漏水事故が発生いたしますことから、第3回9月定例会に調査費の補正をお願いし、早急に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、ありがとうございます。関連議題として87・88・89号の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 早急に復旧をしていただいて本当にありがとうございます。その後また国道のほうから、歩道近くだすな。こう、図面見ますと、さらにあったということで、それもまた舗装までやったということだすな。それでもう一度聞きますけども、その復旧工事ではちょうどいま向かい側に行くために推進工法で、管が75mmのものが埋まっておるといことでしたけども、それを一旦止めたわけなんですか、そのあたり。何mぐらいの、道路の面からその管の埋まっているところまで何mぐらいあったものなのか。そしてまた、今言ったとおり、その管はもう老朽化ってきて使えないので、どの辺で止めたもんだか、そのあたりちょっと説明してください。お願いします。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 担当から説明させていただきます。

○委員長（千葉 健） はい、担当のほうから説明をお願いします。

○協和支所農林建設課主席主査（加藤重則） 協和支所の加藤と申します。私のほう

から説明のほうさせていただきます。実際に国道の埋設の深さなんですけれども、おおよそ3 mから3 m 5 0 cmぐらいの深さのところには7 5 mmの鋼管が敷設されている状況でございます。そして資料のほうでちょっとご説明のほうさせていただきますけれども、2 ページ目をご覧ください。漏水箇所といたしまして赤丸の印がございますけれども、ちょうど峰吉川駅から国道に上がっていく道路がございますけれども、そちらの市道側の道路のほうで実際に管のほうの閉栓、キャップ止めのほうをしまして、そちらの先のほうから今回の発生いたしました歩道部の区間を現在止めている状況でございます。今後そちらのほうも本復旧費に含めまして、空間になっている状態にモルタルを注入しまして、現在の老朽管のほうを改装するというふうな計画になっております。以上です。

○委員（小松栄治） はい、委員長。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） まあ、詳しく説明してもらったすな。一つ、1 箇所だけだかなと思ったんだけど、2 箇所ですめたということだったので、良かったなあと。これからもう1 箇所あるんすな、コンクリート詰めして。そのあたり大事なもんだからすよ。何でかという、5 0年近くなるすべ、これ。あちこちで出はってくる可能性があるわけすよ。それで疑問視してるんですよ。どこでもだと思えます、昭和5 0年の初めのころだと。ちょうど4 0年から5 0年経ったところは。特にここは早いほうだから。それはそれでいいんだけど、もう一つ、委員長。

○委員長（千葉 健） はい。

○委員（小松栄治） この2 0 mほどの推進工法、あちこちでやられております。国道だとほとんどなんです。で、これも多分あんた達、積算してやってると思うんですけども、いろんな仮設費が掛かるもんだからこういうふうな2, 2 0 0万ぐらいの高額な金額になったすな。単純に考えると1 m当たり、不調法だども、1 1 0万円です。ものすごい金額です。考えられねえす、我々市民では。んだんすな。そのあたりもすよ、特殊なもんだからできればもうちょっと詳しく、この2, 2 0 0万掛かると、2 0 mで、しかも1 0 0 mm。今まで7 5 mmだったけども、1 0 0 mmだと。いわゆるせ、既存の管が7 5 mmだと。1 0 0 mmだと。要するにTの字のいいの使ったりしてやると思えます。で、ポリなもんだから継ぎ目がないために今度は大丈夫だと思いますけども、我々皆素人だと思いますので、そこをもうちょっと詳しく説明していただければ。と申しますのは、推進工法はこれ、あちこちでやられておるんです。ただ、既存の場合はこんけ掛からないと思うんです。だからそれで

聞きしたことです。よろしく申し上げます。

○委員長（千葉 健） はい、では担当の方、よろしいですか。次長、いいか。

○次長兼水道課長（井関由紀夫） 担当で。

○委員長（千葉 健） はい、担当で、じゃあお願いします。

○協和支所農林建設課主席主査（加藤重則） 私のほうからその点につきましてご説明のほうさせていただきます。現在、推進工法の工法等を詳細に設計にあたっている状況でございます。現在、秋田市の三木設計さんのほうで推進工法の詳細設計をしている現状でございます。そして、こちらのほうと今設計の段階でいろいろ国交省の関係の方とも協議等がございます。設計の内容のほうを今詰めている状況ですけれども、今現在のわかっている状況のほうで報告させていただきたいと思っております。現在、市道のほうにつきましては推進管、さや管400mmというふうな状態での説明の内容になっております。そして立坑のほうですけれども、2mと1.5mの幅の立坑というふうなかたちでの説明資料になっておりますけれども、詳細に設計のほうを今進めている段階で、さや管のほうも400mmから200mmの口径で施工が可能だということの情報をもらいまして、なおかつ2mと1.5mの立坑のほうの、幅のほうですけれども、1.5mと1mの内容で地質調査のほういたしまして、施工のしやすい粘土層及び砂礫層というところで岩盤等の影響を受けない作業ができるために、当初計画していました工法によりましては若干、結構かなりの、ちょっと金額までのご説明できませんけれども、下がるというようなかたちでの施工の、設計のほうを今進めている状況にあります。

○委員（小松栄治） 委員長、はい。

○委員長（千葉 健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） わかりました。ただ、やっぱり高額なもんだからね。推進工法はどこでもやられてるんですよ。で、たいへん不調法だったども、まあ2件あると、西仙北町でも。土川等々でも推進工法お願いしたことがあります。たかが知れたもんだからすぐできたんですよ。金額も少なくね。だから、これは莫大な金額なので、おっと驚いておるんですよ。だからお聞きしたんです。そのあたりももう少し詰めながら、安価になるようであったら一つお願いしたいなあと。以上です。

○委員長（千葉 健） へば、それについては説明いいすな。

○委員（小松栄治） いいす。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ある方はお願いします。はい、本間委員。

○委員（本間輝雄） ちょっと、私の勉強不足だと思うんですけども、簡水という定義

についてちょっとお聞きします。実は私のほうも簡水に入ってますが、これ協和地区と南外地域、それから神岡地区・仙北・中仙・太田というように簡水をひとくくりにしてるんだけど、これ旧町村時代からの簡水のもっていき方、運営の仕方によって違いがあるのかどうか、そこが第一点。第二点目は、例えば協和のように本管がいった場合は市役所が全て工事費を全額もつようなかたちで、どこの地域もそれが適用なるのかどうか。三つ目、小規模簡水との違いがどこにあるのか、それも工事費云々についてどうなのかという定義を私に。自身もちょっと不安なので、次長そこらへんよくご存じの方ですので、説明願います。部長でもいいです。

○委員長（千葉 健） はい、へば、部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 今のご質問について答えさせていただきます。水道事業の定義になりますけれども、5,001人以上が上水道事業、これ水道法に基づいて定義されております。そして、101人から5,000人までが簡易水道、そして、その以下のところにつきましては各県の条例で規定される小規模水道ってありますけれども、秋田県の場合は31人から100人までが小規模水道というふうに定義されてございます。で、こういう事業があるなかで、各地域になんとか地区簡易水道とございます。これはその地区その地区で水道法に基づいて認可を受けている地区と考えていただければよろしいかと思えます。で、その認可を受ける場合でも、公営、例えば合併前でありまして、各町、市、大曲市はやっていませんでしたけれども、各町で町営として認可を受けているのがそれぞれの特別会計で運営されていたもので、今合併後はそれを全体的に、現在簡易水道は仙北中央入れないで22地区の簡水がございましてけれども、これらが認可としては別々の認可でございまして、会計としては特別会計の中に一つの枠として入れて、予算化して実施しているものでございます。で、この予算をもちまして例えば修繕費とか施設整備費にはどのような範囲でやるのかということにつきましては、これは市営として認可されている簡水につきましては全て同等に扱うということで、掛かる経費については予算を持って執行していくと。ただ、その、ただいま言いましたように公営でない、非公営の簡易水道も認可されている地区がございまして、多いのは仙北とか、中仙もあるかな、ああ太田ですね。で、そういうの、非公営の簡水もございまして、それについては直接市が関与するというものではなくて、新設及び更新及び修繕に関しては補助金ということで対応しております。で、大きく捉えると仙北中央なんかも、今までの未普及地域も含めてこれまでの既存の、非公営の、組合営の簡水等も含めて新たに市営として今後はそういう地区については全て市のほうの

責任をもって運営、そして整備・修繕していくということになります。

○委員長（千葉 健） 小規模の水道は。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 小規模についても今言った事業区分とすれば31人から100人までですけれども、公営の小規模水道が協和に1件だけ、船沢というところで、秋田市に一番近いところの集落なんですけれども、そこに小規模がありますけれども、小規模・簡易水道にかかわらず市営のものにつきましては同様の扱いとさせていただきたいと考えております。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝雄） たいへんありがとうございました。それで、この料金設定に関しては、公営なり非公営なりで若干違いがあるのは当然だ。と言うのは、非公営の場合であれば地域住民が掛かった費用を按分するというかたちが当然、普通、原則だと思うんだけど、公営の場合はやっぱり、いろんな意味で費用に関しては当初の計画が20年、30年、40年と経過するなかで大分違ってくるんだけど、料金設定についての公営と非公営に関してはどういう設定の仕方を基本とするかっていうことだ。ちょっとお願いします。

○委員長（千葉 健） はい、部長。

○上下水道部長（岩谷友一郎） 水道料金につきまして、非公営、組合管理の非公営につきましては市のほうでは、なんと言いましたらいいか、関知しないっていうかという、口を出せないといえますか、それはそこの地域でやっぱり運営する、運営上のこととして設定されているかと思えます。で、市営の料金につきましては合併前、やはりそれぞれの地域でバラバラでございました。高いところもあれば低いところもあるし。で、20年のときの、料金改定のための基本的な考えとしましては、まずは統一しましょう、ただ、1回で統一するためには大きく変動するところも出てきますので、合併前の料金から段階的に調整しようということで、31年までかけてやろうということにしておりますけれども、その料金の額の水準ですけれども、一般会計からの基準内繰入は頂くとして、基準外繰入金を貰わないこととした場合でも回収できるという水道料金水準ということを目標に設定して、31年度までかけて段階的に改定していこうという動きであります。

○委員長（千葉 健） はい、本間委員。

○委員（本間輝雄） あえてこういう定義、今こういう席で申し上げるべきでなかったというのは私自身もちょっと反省はしてますが、実際こういう工事というのは今小松委員が言われたとおり、たいへんお金掛かる時代に入ると思えます。で、基準

外繰入が非常にやっぱりこれは、今年の一般会計がかなり下がってきてます。交付税が7億も下がる段階で基準外繰入はあんまりいいことではないし、特別なこと以外はやっぱり住民負担を求めるべき時期にきたと思うんです。それであえて質問したのです。で、やっぱりこれ住民の方々にもう少し状況説明しながら、やっぱり31年まで公共料金というのはこういうふうにいきますよという提示は、やっぱりある程度住民に説明する時期だと思いますので、検討してみてください。終わります。

○委員長（千葉 健） はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） はい、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本3件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（千葉 健） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（千葉 健） 異議なしと認め、そのように決しました。これで、建設水道常任委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前11時10分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 千葉 健